

報告第18号

専決処分の承認を求めることについて

平成28年度おいらせ町公共用地取得事業特別会計補正予算(第4号)を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月1日 提出

おいらせ町長 三村 正太郎

専決第13号

平成28年度おいらせ町公共用地取得事業特別会計補正予算（第4号）について

平成28年度おいらせ町の公共用地取得事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,757千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月31日 専決

おいらせ町長 三村 正太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		16,698	△100	16,598
	1 一般会計繰入金	16,698	△100	16,598
歳入	合計	16,857	△100	16,757

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		6,801	△100	6,701
	1 事業費	6,801	△100	6,701
歳 出	合 計	16,857	△100	16,757